

令和6年度
第1回 岩手県環境保全型農業直接支払制度推進委員会

日時：令和6年5月9日（木）15:30～16:30

場所：トーサイクラシックホール岩手

（岩手県民会館） 第4会議室

～ 次 第 ～

- 1 開会

- 2 あいさつ

- 3 環境保全型農業直接支払交付金について

- 4 議事
 - (1) 委員長の選任について

 - (2) 環境保全型農業直接支払交付金 岩手県 最終評価報告書（案）について

 - (3) 令和6年度環境保全型農業直接支払交付金について

- 5 その他

- 6 閉会

岩手県環境保全型農業直接支払制度推進委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 職	
新 田 義 修	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	
大 平 恭 子	ブランドストーリー 代表	
兼 平 宗 彦	株式会社IBC岩手放送 取締役メディアセンター長	
畠 山 武 志	賢治の土株式会社 代表取締役	
渡 邊 里 沙	有限会社秀吉 取締役地域応援事業部長	

農 普 第 143 号
令和 6 年 4 月 24 日

岩手県環境保全型農業直接支払制度推進委員会委員長 様

岩手県知事 達 増 拓 也

環境保全型農業直接支払交付金 岩手県 最終評価報告書について（諮問）

岩手県附属機関条例（令和 5 年岩手県条例第 4 号）別表 8 の 5 の規定に基づき、環境保全型農業直接支払交付金 岩手県 最終評価報告書について意見を聴きたいので、諮問します。

環境保全型農業直接支払交付金
岩手県 最終評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、令和2年に策定した「“ひと”と“環境”に優しいいわての農業生産推進方針」において、人や環境に配慮した安全・安心な産地づくりに向け、農業者をはじめ、地域住民及び消費者、流通関係者、実需者が一体となった環境保全型農業の取組を、農業者のGAPの取組を推進することとしている。令和4年には、国における「みどりの食料システム戦略」の決定を踏まえて「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定し、令和8年度に県内の環境保全型農業直接支払交付金により有機農業に取り組む農家数を100(戸・組織)とする目標を掲げたところである。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目			R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績
実施市町村数			19	19	19	19
実施件数			125	122	117	144
交付額計(千円)			153,000	153,865	141,537	144,791
実施面積計(ha)			3,043	2,983	2,676	2,755
取組別 実績	有機農業	実施件数	37	36	38	34
		実施面積(ha)	227	245	263	268
		交付額(千円)	24,229	26,792	28,418	29,142
	堆肥の施用	実施件数	50	50	42	46
		実施面積(ha)	848	833	714	738
		交付額(千円)	35,890	35,204	29,950	31,142
	カバークロープ	実施件数	10	10	9	7
		実施面積(ha)	657	650	617	598
		交付額(千円)	39,428	38,971	37,031	35,867
	リビングマルチ	実施件数	-	-	-	-
		実施面積(ha)	-	-	-	-
		交付額(千円)	-	-	-	-
	草生栽培	実施件数	-	-	-	-
		実施面積(ha)	-	-	-	-
		交付額(千円)	-	-	-	-
	不耕起播種	実施件数	2	2	2	2
		実施面積(ha)	199	205	54	42
		交付額(千円)	5,959	6,141	1,605	1,274
	長期中干し	実施件数	1	-	-	-
		実施面積(ha)	22	-	-	-
		交付額(千円)	177	-	-	-

秋耕	実施件数	1	1	1	3
	実施面積 (ha)	0	0	0	62
	交付額 (千円)	2	2	2	498
冬期湛水管理	実施件数	4	2	3	3
	実施面積 (ha)	5	3	2	3
	交付額 (千円)	302	120	111	128
総合的病害虫・雑草管理	実施件数	53	49	43	51
	実施面積 (ha)	1,074	1,037	1,014	1,031
	交付額 (千円)	46,672	46,286	43,836	46,354
魚類保護	実施件数	1	1	1	1
	実施面積 (ha)	11	12	13	13
	交付額 (千円)	340	350	387	387

2 推進活動の実施件数

推進活動	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	33	36	32	33
実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	9	5	5	4
先駆的農業者等による技術指導	23	13	14	8
自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	27	10	20	22
ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	5	3	3	4
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	24	20	20	15
土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	22	20	16	20
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	6	6	6	4
中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	39	54	40	37
農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	2	6	6	11
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				0
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	4	3	3	2

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
豚ぶん堆肥	水稲	0.5t	2,200円
堆肥の種類及び水分量に関わらず乾物当たり窒素量が2パーセント以上のもの並びに堆肥の水分量が50パーセント未満でかつ窒素量が1パーセント以上の堆肥	水稲	0.5t	2,200円
—	水稲以外の作物	1.5t	4,400円

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円(有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000円(有機質肥料施用・畦補強未実施) 5,000円(有機質肥料未施用・畦補強実施) 4,000円(有機質肥料未施用・畦補強未実施)
総合的病害虫・雑草管理(以下「IPM」という)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・化学合成農薬以外の防除方法(輪作、抵抗性品種、天敵の利用等)も組み合わせ、病害虫・雑草の発生増加を抑える総合的管理技術(IPM)の実践指標に基づく管理を行い、化学合成農薬の使用を抑え、天敵等の生物を保護。 ・畦畔に除草剤を使用せず、草刈り機等により除草管理を行うことにより、多様な草種を保全。 ・秋耕の実施により、メタン等の温室効果ガスの発生量を抑制。
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000円
IPMと組み合わせた畦畔除草及び長期中干し	取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM実践指標に基づく管理により、化学合成農薬の使用を抑え、天敵等の生物を保護。 ・畦畔に除草剤を使用せず、草刈り機等により除草管理を行うことにより、多様な草種を保全。 ・水稲生育期間に14日間以上の中干しを実施し、メタンの発生量を抑制。
	対象地域	県全域
	対象作物	水稲

	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	4,000 円
IPM と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPM 実践指標に基づく管理により、化学合成農薬使用を抑え、天敵等の生物を保護。 ・ フェロモン剤を使用し、天敵を保護。
	対象地域	県全域
	対象作物	りんご
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	8,000 円
メダカ等魚類を保護する管理	取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付中に水田内に保護する魚類を誘導。 ・ 設置した溝に中干し前に魚類を避難。 ・ 魚類の避難場所周辺の草刈りを行う。
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10 アール当たりの交付単価（国と地方の合計）	3,000 円

(3) 実施要領第 4 の 2 の (4) により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
なし	県全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例
西洋なし	県全域	化学合成農薬の 3 割低減の特例
おうとう	県全域	化学合成農薬の 4 割低減の特例

(4) 実施要領第 4 の 3 により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組のうち、県内でも取り組まれている有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第 2 期中間年評価（令和 5 年 3 月）において地球温暖化防止効果が評価されている。また、岩手県知事が特に必要と認めた取組のうち、IPM と長期中干し、秋耕を組み合わせた取組についても同様の評価となっている。これらの取組のうち、堆肥の施用の取組が令和 4 年度に大きく減少したことにより、地球温暖化防止効果に資する取組は、令和 2 年度の 1,953ha から令和 5 年度には 1,708ha に減少している。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業や岩手県知事が特に必要と認めた取組の冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において生物多様性保全効果が評価されている。

これらの取組の面積は令和2年度の1,306haから令和5年度は1,302haに微減しており、生物多様性保全に資する取組の面積拡大はやや停滞している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。また、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されている。

【令和3年度実施の生物多様性保全効果調査結果】

- ・調査実施取組：IPM＋畦畔除草＋長期中干し
- ・調査ほ場数：取組実施水田4ほ場、一般的管理水田4ほ場
- ・取組実施水田では、1ほ場B評価の水田があったが、他3か所はA評価となり、生物多様性が高い傾向にあった。一般管理水田では、S評価の水田が1ほ場あったものの、それ以外はB評価となり、生物多様性がやや低い傾向にあった。

	評価別ほ場数				確認された生物多様性保全効果指標生物
	S	A	B	C	
取組実施水田	0	3	1	0	サギ類、ジシバリ類、チドメグサ類、ヨモギ類
一般管理水田	1	0	3	0	同上

（凡例） S：生物多様性が非常に高い、A：生物多様性が高い、

B：生物多様性がやや低い（取組改善が必要）、C：生物多様性が低い

3 その他の効果

小麦で不耕起播種に取り組んでいる経営体では、環境にやさしい農業の実践と畑作輪作体系（大豆-大豆-小麦-そばの3年4毛作）を確立しているほか、自家堆肥を作成し、地域の農地に還元するなど、地域の環境保全型農業の一翼を担う存在となっている。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の取組面積は、令和2年度から288ha（▲9%）減少しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動がやや停滞している。第2期における取組面積の減少の主な要因は、雑草が繁茂し、やむを得ず除草剤を使用したことにより、農薬の使用回数の要件を満たせなくなったことと、大規模に不耕起播種の取組を実施していた経営体が、年々収量が減少してきていることを理由に取組継続を断念し大きく面積が減少したことである。

岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画で掲げた環境の負荷の低減に関する目標の達成に向け、①慣行栽培農業者の環境保全型農業への転換、②化学肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及が課題となっている。

今後の方針

取組の少ない県北地域や沿岸地域を中心として制度の周知を引き続き行っていくとともに、環境にやさしい農業の取組が理解されるよう、優良事例については、セミナーなどを通じて生産者、消費者に広く発信するなど、新たな取組者の開拓に向けた取組を行っていく。

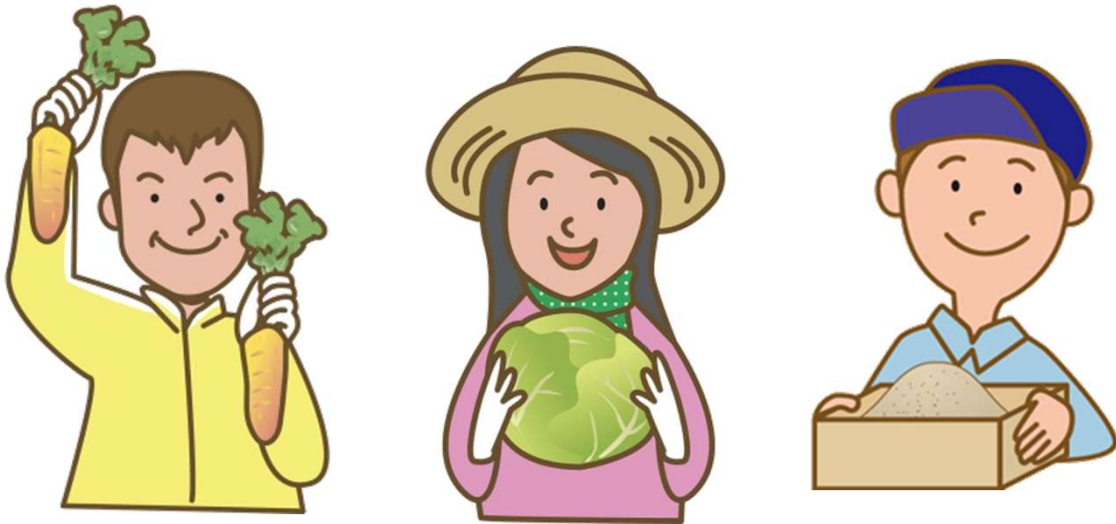
また、継続した取組が可能となるよう、より効率的な防除体系を検討するとともに、環境にやさしい農業技術の情報発信をしていく。

地域で環境にやさしい農業に 取り組むみなさまへ

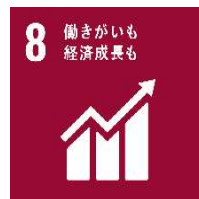
令和
6年度

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて、地域内の生物を守ろう！



環境保全型農業直接支払交付金について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあるため、農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

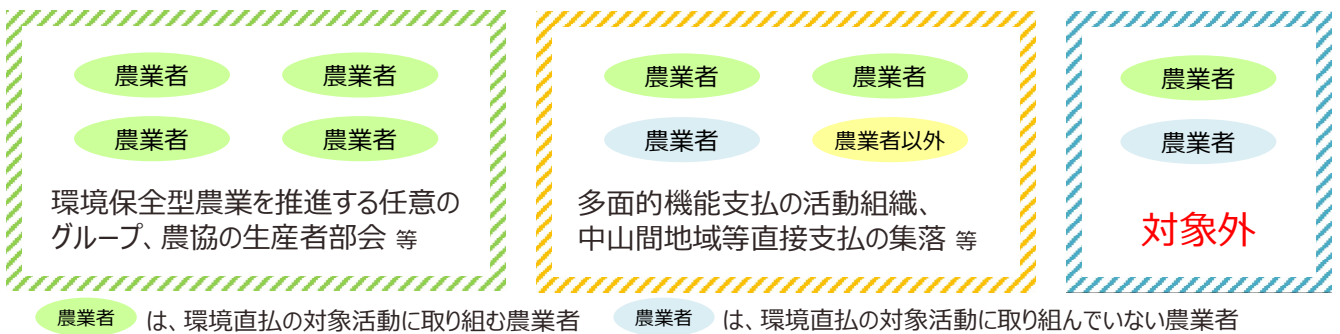
対象者（申請主体）

① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例>

同一団体内に、環境保全型農業直接支払交付金（以下、環境直払）の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町村が特に認める場合に対象になります。

- ▶ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ▶ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 環境負荷低減のチェックシートの各取組について、チェックしていること
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

電子申請



現在、電子申請を利用可能な市町村は限られています。事前に市町村へeMAFFの利用可否をご確認ください。

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による本交付金の電子申請が行えます。電子申請には、デジタル庁が提供するgBizID（ジーブズアイディ）の取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。



gBizIDの詳細はこちら

支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種※3	〔前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組〕	3,000円/10a
長期中干し※4	〔14日以上の中干しを実施する取組〕	800円/10a
秋耕※4	〔主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組〕	800円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

※3 対象作物は、麦(小麦、二条麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆です。

※4 対象作物は、水稻です。

地域特認取組※5	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※5 対象取組や交付単価は、都道府県により異なります。詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a

取組の環境保全効果の例

【地球温暖化防止】

農地に還元された堆肥やカバークロップの一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。

【生物多様性保全】

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。



農業者団体等が行う申請手続の流れ

5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定 [令和6年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動※1の面積や推進活動の計画を記載し、市町村から事業計画の認定を受けてください。

初回の計画認定が令和元年度の場合、令和6年度に改めて計画の認定を受けてください。

令和2年度から令和5年度の間計画の認定を受けている場合、認定された計画の内容に変更があれば、市町村に計画変更の申請又は届出※2を行ってください。

※1 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

※2 変更する内容により手続きが異なります。

交付申請書の提出【毎年度】 [市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

<対象活動、推進活動の実施>

カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

実施状況報告書等の提出 [令和7年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、環境負荷低減のチェックシートや生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 令和7年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

実績報告書の提出 [市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

営農活動実績報告書の提出 [令和7年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

お問い合わせ先

地域	お問い合わせ先	電話番号	地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0167	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省 農産局 農業環境対策課	03-6744-0499

環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳しいパンフレットなどはホームページ（https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html）に掲載しています。また、取組を行う上での詳細な要件などは、取組を行う農地が所在する市町村にご確認ください。



環境保全型農業に取り組むみなさまへ

環境保全型農業直接支払交付金では「環境負荷低減のチェックシート」の取組を交付要件としています。

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、国も消費者の理解醸成に取り組むとともに、環境負荷低減のクロスコンプライアンスを導入しました。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

要件化に伴い、本交付金では、これまで「みどりのチェックシート」としていた事業要件から、「環境負荷低減のチェックシート」に改正しました。

取り組んでいただく内容

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✔ 適正な施肥

✔ 適正な防除

✔ エネルギーの節減

✔ 悪臭・害虫の発生防止

✔ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分

✔ 生物多様性への悪影響の防止

✔ 環境関係法令の遵守

環境保全型農業直接支払交付金においては、以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、環境負荷低減のチェックシートの項目について

- 実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。
- 翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

※民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略することができます。

（注1）農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

（注2）翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

お問い合わせ先

取組を行う農地の所在する市町村、都道府県

または農林水産省農産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

環境負荷低減のチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書を読んだうえで、チェックを入れてください。

実施状況	（1）適正な施肥	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計（簡易土壌診断、前作の収量等）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討（堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等）	<input type="checkbox"/>

実施状況	（2）適正な防除	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（発生予察情報の活用による防除等）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>

実施状況	（3）エネルギーの節減	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、（ほ場への炭素貯留等）	<input type="checkbox"/>

実施状況	（4）悪臭及び害虫の発生防止	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

実施状況	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化）	<input type="checkbox"/>

実施状況	（6）生物多様性への悪影響の防止	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（発生予察情報の活用による防除等）（再掲）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）（再掲）	<input type="checkbox"/>

実施状況	（7）環境関係法令の遵守等	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施（定期メンテナンス、点検記録作成等）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護員の着用、機械・器具の操作方法確認等）	<input type="checkbox"/>

翌年度、当該事業を取り組まない

※翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に／（斜線）を記入し、「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。

岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（概要版）

【国の動き・背景】	【県の計画】																
<p>○ 策定の趣旨：</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、同戦略の実現を目指す法制度として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が令和4年に制定・施行。 国では、みどりの食料システム法第15条に基づき、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年9月公表）を定め、県は、市町村と共同し、みどりの食料システム法第16条第1項及びこの方針に基づき基本計画を定めることとされた。 	<p>1 策定の趣旨 同左</p>																
<p>○ 基本計画で定める事項（みどりの食料システム法第16条第2項）</p>	<p>2 基本計画の位置づけ等</p> <ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム法第16条第1項の規定に基づく計画 「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）第7条の規定に基づく都道府県の推進計画 「“ひと”と“環境”に優しい いわたの農業生産推進方針」（令和3年3月策定）及び「岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年3月策定）は、この計画に統合 本県の既存計画に基づく各種施策や、各市町村の農林水産業や地球温暖化に関連する計画との整合性を考慮しながら、計画を推進 																
<p>1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標</p>	<p>3 計画期間 令和5年度から令和8年度まで</p>																
<p>（例：土づくりや化学肥料及び化学農薬の削減に取り組む農業者数、有機農業の取組面積等）</p>	<p>4 環境負荷の低減に関する目標</p>																
<p>2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>基準（令和3年度）</th> <th>目標（令和8年度）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定農林漁業者数^{※1}（人・組織）</td> <td>0</td> <td>3,200</td> <td rowspan="3">※1 みどりの食料システム法第19条の規定により認定された、環境負荷低減事業活動実施計画に基づき取り組む農林漁業者（団体である場合は、構成する農林漁業者を含む。） ※2 環境保全型農業直接支払交付金により有機農業に取り組む農家</td> </tr> <tr> <td>有機農業に取り組む農家数^{※2}（戸・組織）</td> <td>79</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>国際水準GAP取組産地割合（%）</td> <td>0</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>			目標指標	基準（令和3年度）	目標（令和8年度）		認定農林漁業者数 ^{※1} （人・組織）	0	3,200	※1 みどりの食料システム法第19条の規定により認定された、環境負荷低減事業活動実施計画に基づき取り組む農林漁業者（団体である場合は、構成する農林漁業者を含む。） ※2 環境保全型農業直接支払交付金により有機農業に取り組む農家	有機農業に取り組む農家数^{※2}（戸・組織）	79	100	国際水準GAP取組産地割合（%）	0	40
目標指標	基準（令和3年度）	目標（令和8年度）															
認定農林漁業者数 ^{※1} （人・組織）	0	3,200	※1 みどりの食料システム法第19条の規定により認定された、環境負荷低減事業活動実施計画に基づき取り組む農林漁業者（団体である場合は、構成する農林漁業者を含む。） ※2 環境保全型農業直接支払交付金により有機農業に取り組む農家														
有機農業に取り組む農家数^{※2}（戸・組織）	79	100															
国際水準GAP取組産地割合（%）	0	40															
<p>（1）土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動（例：堆肥施用、局所施肥技術、IPM、有機農業等）</p>	<p>5 環境負荷低減事業活動の取組内容に関する事項</p>																
<p>（2）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（例：ヒートポンプ等省エネ設備導入や水田の長期中干し等）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="881 917 1813 1310"> <p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>ア 堆肥の活用等による土づくりと効率的な施肥管理の推進（堆肥施用、土壌診断に基づく適正施肥、可変施肥技術導入等）</p> <p>イ 効率的な病虫害防除と雑草管理の推進（予防、判断、防除の組合せによる総合防除の推進等）</p> <p>ウ 有機農業の推進（有機農産物等アドバイザー派遣、技術交流会開催等）</p> </td> <td data-bbox="1822 917 2881 1310"> <p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>ア 化石燃料の使用量削減（施設園芸への木質バイオマスボイラーやヒートポンプの導入等）</p> <p>イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する生産管理技術の導入（水田の秋耕・長期中干、放牧等）</p> <p>ウ 再生可能エネルギーの導入促進（木質バイオマスや家畜排せつ物利用等）</p> <p>(3) 別途農水大臣が定める環境負荷低減事業活動（プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制、生分解マルチ等）</p> </td> </tr> </table>			<p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>ア 堆肥の活用等による土づくりと効率的な施肥管理の推進（堆肥施用、土壌診断に基づく適正施肥、可変施肥技術導入等）</p> <p>イ 効率的な病虫害防除と雑草管理の推進（予防、判断、防除の組合せによる総合防除の推進等）</p> <p>ウ 有機農業の推進（有機農産物等アドバイザー派遣、技術交流会開催等）</p>	<p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>ア 化石燃料の使用量削減（施設園芸への木質バイオマスボイラーやヒートポンプの導入等）</p> <p>イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する生産管理技術の導入（水田の秋耕・長期中干、放牧等）</p> <p>ウ 再生可能エネルギーの導入促進（木質バイオマスや家畜排せつ物利用等）</p> <p>(3) 別途農水大臣が定める環境負荷低減事業活動（プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制、生分解マルチ等）</p>												
<p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>ア 堆肥の活用等による土づくりと効率的な施肥管理の推進（堆肥施用、土壌診断に基づく適正施肥、可変施肥技術導入等）</p> <p>イ 効率的な病虫害防除と雑草管理の推進（予防、判断、防除の組合せによる総合防除の推進等）</p> <p>ウ 有機農業の推進（有機農産物等アドバイザー派遣、技術交流会開催等）</p>	<p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>ア 化石燃料の使用量削減（施設園芸への木質バイオマスボイラーやヒートポンプの導入等）</p> <p>イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する生産管理技術の導入（水田の秋耕・長期中干、放牧等）</p> <p>ウ 再生可能エネルギーの導入促進（木質バイオマスや家畜排せつ物利用等）</p> <p>(3) 別途農水大臣が定める環境負荷低減事業活動（プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制、生分解マルチ等）</p>																
<p>（3）別途農水大臣が定める事業活動（例：水耕栽培の化学肥料・化学農薬低減、プラスチック資材の流出抑制、バイオ炭等による炭素貯留等）</p>	<p><特定区域（該当無し）> 現時点では候補無し</p>																
<p>3 特定区域（定める場合は、区域及び事業活動の内容）</p>	<p>6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項</p>																
<p>4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項（例：先端的な技術に関する研究開発、新品種の育成、環境負荷の低減に資する資材の生産及び販売等）</p>	<p>(1) 新品種の育成・普及（少肥適応性品種（品目：水稻）や病害抵抗性品種（品目：水稻、りんご等）の育成）</p> <p>(2) 良質な堆肥生産の推進と広域的な流通の円滑化（供給可能な堆肥の情報発信、堆肥のペレット化等）</p> <p>(3) スマート農林水産業の推進（スマート農業技術の開発・普及、デジタル技術の活用によるスマート林業の推進等）</p>																
<p>5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項（例：有機農産物などの学校給食を通じた地産地消や、食育など消費者の理解の促進等）</p>	<p>7 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項</p> <p>(1) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の販路拡大（学校給食への食材供給、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流等）</p> <p>(2) 環境負荷低減事業活動への理解促進（関係機関・団体と連携したセミナーの開催等）</p>																
<p>6 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項（例：モデル的な取組の創出、特定区域の設定への努力等）</p>	<p>8 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項</p> <p>(1) GAPによる持続可能な農業生産の取組推進</p> <p>ア 国際水準GAPの理解促進（研修会開催、指導員育成等）</p> <p>イ 国際水準GAPの取組推進（関係機関と連携した面的取組の推進、第三者認証取得志向者に対するサポート等）</p>																
<p>別紙 みどりの食料システム実現に資する農業生産方式</p>																	

みどり認定の手引き（簡略版）

令和 5 年 4 月

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

農林水産省

みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



水田用除草機



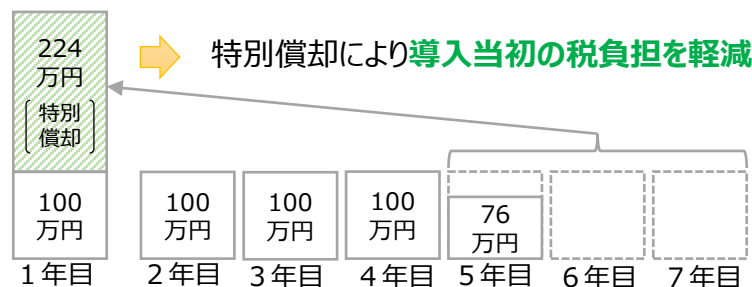
堆肥散布機



税制対象機械の
一覧はこちら

特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。
対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

計画の認定を受けるには？

Step 1

制度の活用、取組内容の検討

- 対象となる取組や申請手続きなどを確認します。
- **いま取り組んでいることやこれから取り組みたいこと、設備投資の予定**などを整理しましょう。
- 不明点があれば、必要に応じて都道府県の申請窓口**に事前相談**を行ってください。
また、農業改良資金等の貸付を希望される場合は、最寄りの日本公庫の支店にも事前相談ください。

Step 2

環境負荷低減事業活動実施計画の作成

- 申請書の様式は**実質3～4枚程度**です。
- 経営概況や環境負荷低減に向けた取組内容、目標などを記載します。

Step 3

都道府県による審査・認定

- 作成した申請書を**都道府県に提出**します。（提出先は都道府県に御確認ください）
- 認定を受けた場合、都道府県から認定の通知があります。

Step 4

計画の開始、取組実行

- 計画に従って、取組や設備投資を行います。
- 毎年、1枚程度の簡単な様式で都道府県に取組状況を報告いただきます。
（報告書の様式やスケジュールなどは各都道府県にお問合せください。）
- みどり税制を活用する場合は、確定申告時に手続きが必要です。

注意！ みどり税制を活用して設備導入を行う場合は、
計画の認定通知を受けてから取得する必要があります。

計画の記載例①（個人申請の場合）

※様式は都道府県によって異なる場合があります。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

〇〇県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

記載のポイント・留意点

- ・都道府県と市町村が作成している基本計画の名称を記載してください。
(基本計画に基づいて認定が行われます。)

2 申請者等の概要

申請者（代表者）

- ①氏名又は名称：**農林 太郎**
- ②住所又は主たる事務所の所在地：〇〇県〇〇市（町村）〇〇番地
- ③連絡先
 - ・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
 - ・E-mailアドレス：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp
- ④業種： 耕種農業 畜産業 林業 漁業

記載のポイント・留意点

- ・共同申請者がいる場合には、行を増やし、全ての申請者に関する内容を記載してください。その場合、代表者1名を定め、最初の欄に記載してください。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

経営面積：25 ha
品目：水稲（20ha）、大豆（5ha）
労働力：家族2名、臨時雇用3名

記載のポイント・留意点

- ・現状の経営概況（経営面積、品目、労働力の状況など）を簡潔に記載ください。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- e. 餌料の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

記載のポイント・留意点

- ・該当する取組にチェックを付けてください。
- ・都道府県によっては、対象となる事業活動の類型が異なる場合があります。

計画の記載例②（個人申請の場合）

（3）環境負荷低減事業活動の推進方向

肥料コスト低減のため、稲わらのすき込みによる地力の向上に取り組む。
また、限られた労働力で効率的に取り組むことが必要であるため、

- ・天候に左右されないペースト施肥田植機の導入
- ・深水管理での除草作業の削減

により、化学肥料・化学農薬の削減と、作業効率化の両立を目指す。

記載のポイント・留意点

生産や販売の取組に関し、

- ・これまでの取組状況や感じている課題
- ・環境負荷低減に向けてこれから取り組むことを記載してください。

（4）環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和5年4月～令和10年3月（目標年度）

記載のポイント・留意点

- ・5年間を目途に定めてください。

（5）環境負荷低減事業活動の内容及び目標（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
米	(有機質資材の施用) 秋期の稲わらすき込みの実施（R5年度から開始）	(現状) 10ha
		(目標) 20ha
	(化学肥料の施用減少) ペースト側条施肥の導入（R6年度導入予定）	(現状) 8.0kgN/10a
		(目標) 5.5kgN/10a
	(化学農薬の使用減少) ・温湯による種子消毒（R5年度から開始） ・深水管理の実施（R5年度から開始）	(現状) 18回
		(目標) 12回
環境負荷低減事業活動の取組面積等	(現状) 0ha	
	(目標) 20ha	

記載のポイント・留意点

- ・「実施内容」には、取組内容（導入する技術や設備、使用する資材等）と、その実施時期を記載してください。
- ・「有機質資材の施用」には、土壌診断の結果を踏まえて取り組む土づくりの内容を記入してください。
- ・「資材の使用量等」には、以下を記載ください。
 - 有機質資材及び化学肥料については、1作当たりの施用量（t/10a等）
 - 化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ又はkg/10a等）
- ・（現状）には、申請者の直近の使用量や地域の慣行基準など比較対象となる数値を記載してください。

※「土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少」に取り組む場合、直近に実施した土壌診断結果を添付してください。

計画の記載例③（個人申請の場合）

（6）経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (4年12月期)	目標 (9年12月期)
ア：経営規模	25 ha	25 ha
イ：売上高	3,000 万円	3,000 万円
ウ：経営費（生産コスト）	2,000 万円	1,900 万円
エ：所得（イ－ウ）	1,000 万円	1,100 万円

記載のポイント・留意点

- ・農林漁業経営の全体について記載してください。
- ・「ア：経営規模」には、経営全体の経営面積などの現状及び5年後の目標をそれぞれ記載してください。
- ・「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状及び5年後の目標を記載してください。
- ・イ・ウ・エに記載する数値は概数で構いません。

（7）環境負荷低減事業活動の実施体制

- ・実施体制：家族2名+臨時雇用3名
- ・実施責任者：農林 太郎

記載のポイント・留意点

- ・計画を実行する体制・人員を記載してください。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者の氏名又は名称：農林 太郎

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
ペースト施肥田植機購入費（R5年度）	融資・補助金等	6,000

記載のポイント・留意点

- ・（5）に記載した取組や設備投資に必要な資金の使途・用途、調達方法、金額を記載してください。
- ・「資金調達方法」については、計画申請時点で予定している調達方法について、「自己資金」「融資」「補助金等」のいずれかで記載してください。

計画の記載例④（個人申請の場合）

記載のポイント・留意点

・環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実践するよう、**原則、該当するチェック項目全てにチェックを入れてください。**

5 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

計画の記載例⑤（個人申請の場合）

特例措置を活用する場合には、必要な別表を作成して計画に添付する必要があります。

(別表1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称： 農林 太郎

活用する特例措置の内容	チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の 資金の貸付資格の 認定を必要とする場合	農業改良資金	<input type="checkbox"/> 別表2、別表4
	林業・木材産業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表2、 都道府県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表2、 都道府県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表2、別表5-1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表2、別表5-2
食品流通改善資金	<input type="checkbox"/> 別表2、別表6	
みどり投資促進税制を活用する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	別表2

記載のポイント・留意点

- ・活用を予定している特例措置にチェックしてください。
- ・チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要な事項を記載して添付してください。

(別表2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

申請者等の氏名又は名称： 農林 太郎

導入時期	番号	設備等の種類・名称/型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例措置
5 年度	3月	ペースト施肥田植機 ○○○○ PT700		6,000	1	6,000	カ
	月	②					
						小計	6,000
					合計	6,000	

記載のポイント・留意点

- ・「一体的な設備等」の欄には、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入してください。
- ・「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載してください。
ア：農業改良資金
イ：林業・木材産業改善資金
ウ：沿岸漁業改善資金
エ：畜産経営環境調和推進資金
オ：食品流通改善資金
カ：みどり投資促進税制

生産者団体等による「グループ申請」について

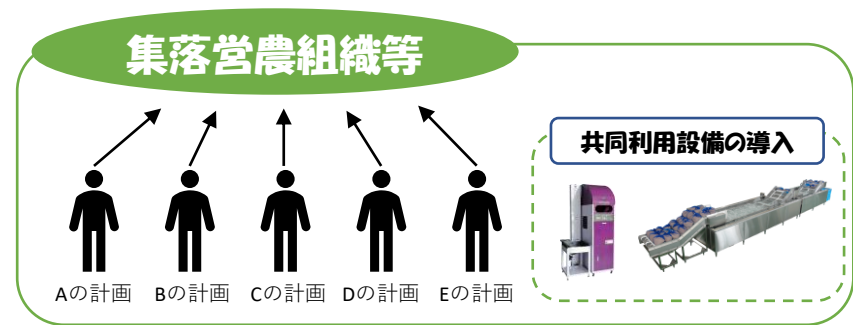
- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成・申請し、**グループ（団体）として認定を受けることが可能**です。
- グループ申請の場合も、計画に含まれる**構成員は税制等の特例を活用することができます**。

グループ申請のイメージ

栽培暦など共通の栽培方法に基づき
環境負荷低減を実践している**農協の生産部会**



共同利用設備を活用しながら、構成員のそれぞれが
環境負荷低減に取り組む**集落営農組織**



計画作成上の留意点

- ・ 法人格を有しない任意団体でも申請主体になることができます。
- ・ グループ申請の場合も、事業活動を実際に行う者（＝構成員）**それぞれの取組内容、目標、取組面積、経営規模等**が分かるように計画を作成する必要があります。
（一覧表などで簡略化して整理し、計画書に添付すれば**各構成員の作成負担が軽減**できます！）
- ・ 団体・構成員が設備投資に伴い特例措置を活用する場合は、それぞれ別表の添付が必要です。

計画の記載例（グループ申請の場合）①

※様式は都道府県によって異なる場合があります。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

〇〇県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

2 申請者等の概要

申請者（代表者）

①氏名又は名称：**JA〇〇 特別栽培米生産部会**（代表者：部会長 〇〇 〇〇）

②住所又は主たる事務所の所在地：〇〇県〇〇市（町村）〇〇番地

③連絡先

・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

・E-mailアドレス：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

④業種：耕種農業 畜産業 林業 漁業

記載のポイント・留意点

- ・団体名での申請が可能です。団体の代表者の氏名を併記してください。
- ・構成員については、別表にまとめて記載することが可能です。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

品目：**水稻**

面積：**①化学肥料・化学農薬不使用タイプ：60 ha**

②化学肥料・化学農薬5割削減タイプ：240 ha

構成員：**140経営体（法人・個人）**

記載のポイント・留意点

- ・グループで取り組む対象品目や面積、構成員の数を記載してください。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- e. 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

計画の記載例（グループ申請の場合）②

（3）環境負荷低減事業活動の推進方向

【生産に関する取組】

部会全体で

- ①化学肥料・化学農薬不使用タイプ、
 - ②化学肥料・化学農薬5割削減タイプ
- の2種類の栽培暦を作成し、これに沿った栽培を实践。
特に①化学肥料・化学農薬不使用タイプの面積拡大に取り組む。

（具体的な活動内容）

- ・土壌診断を行い、地域の畜産堆肥を活用した土づくりを実施
- ・温湯処理による種子消毒を実施
- ・深水管理の実施、年3回（5月下旬・6月下旬・7月下旬）の畦畔草刈りを徹底

【販売に関する取組】

首都圏の生協との契約販売を実施。特に化学肥料・化学農薬不使用タイプについては、独自の農産物ブランドとして販売を強化していく。

また、生協との産地交流会を通じて消費者への理解の促進にも取り組む。

記載のポイント・留意点

生産や販売の取組に関し、グループにおける
・これまでの取組状況や感じている課題
・環境負荷低減に向けてこれから取り組むことを記載してください。

（4）環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和5年4月～令和10年3月（目標年度）

記載のポイント・留意点

・5年間を目途に定めてください。

計画の記載例（グループ申請の場合）③

（５）環境負荷低減事業活動の内容及び目標（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
米	(有機質資材の施用) ・堆肥散布の実施	(慣行) 1.2トン/10a
		(目標) 1.2トン/10a
	(化学肥料の施用減少) ・有機質肥料の施用	(慣行) 7.0kg / 10a
		(目標) ①化学肥料不使用 ②3.5 N-kg / 10a
	(化学農薬の使用減少) ・種子温湯消毒の実施 ・畦畔除草の徹底による除草剤の散布回数の見直し ・水田用除草機（機械除草）の導入	(慣行) 16回
		(目標) ①化学農薬不使用 ②8回以下
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状) ① 60 ha ② 240 ha
		(目標) ① 80 ha ② 240 ha

記載のポイント・留意点

- ・グループの構成員が共通した取組を行う場合、共通の取組内容を記載することで、個々の構成員の取組の記載を省略することが可能です。
- ・「実施内容」には、取組内容（導入する技術や設備、使用する資材等）と、その実施時期を記載してください。
- ・「有機質資材の施用」には、土壌診断の結果を踏まえて取り組む土づくりの内容を記入してください。
- ・「資材の使用量等」には、以下を記載ください。
 - 有機質資材及び化学肥料については、1作当たりの施用量（t/10a等）
 - 化学農薬については1作当たりの使用回数（回）や散布量（ℓ又はkg/10a等）
- ・（現状）には、申請者の直近の使用量や地域の慣行基準など比較対象となる数値を記載してください。

計画の記載例（グループ申請の場合）④

（6）経営の持続性の確保に関する事項

申請者名： JA〇〇 特別栽培米生産部会	現状 (4年12月期)	目標 (9年12月期)
ア：経営規模	300 ha	320 ha
イ：売上高	●●百万円	●●百万円
ウ：経営費（生産コスト）	—	—
エ：所得（イーウ）	—	—

記載のポイント・留意点

- ・グループ申請の場合、グループについては「経営規模」及び「売上高」を記載してください。
- ・グループについて記載いただいた上で、構成員については、別表にまとめて記載することが可能です。
- ・「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や生産量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載してください。
- ・記載する数値は概数で構いません。

（7）環境負荷低減事業活動の実施体制

総括責任者：部会長 ○○ ○○
生産部：技術指導、栽培歴・資材の見直しに関する取組
販売部：出荷管理、販売促進・販路開拓に関する取組
環境負荷低減事業活動に取り組む部会員：別紙のとおり

記載のポイント・留意点

- ・全体の責任者や、各取組の実施体制を記載してください。
- ・環境負荷低減事業活動に取り組む構成員については、別表にまとめて記載することが可能です。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

別表のとおり

5 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

（略）

記載のポイント・留意点

- ・構成員ごとに別表にまとめて記載することが可能です。

記載のポイント・留意点

- ・グループ全体の取組について、配慮事項にチェックを入れてください。個々の構成員ごとの作成は不要です。

計画の記載例（グループ申請の場合）⑤

(別表1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：**農林 太郎**

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	<input type="checkbox"/>	別表2、別表4
	林業・木材産業改善資金	<input type="checkbox"/>	別表2、都道府県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	<input type="checkbox"/>	別表2、都道府県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	<input type="checkbox"/>	別表2、別表5-1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	<input type="checkbox"/>	別表2、別表5-2
	食品流通改善資金	<input type="checkbox"/>	別表2、別表6
みどり投資促進税制を活用する場合		<input checked="" type="checkbox"/>	別表2

記載のポイント・留意点

- ・別表1については、個々の構成員ごとに作成します。作成に当たっては、別表にまとめて記載することが可能です。
- ・チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付してください。

(別表2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

申請者等の氏名又は名称：**農林 太郎**

導入時期	番号	設備等の種類・名称/型式	一体的な設備等	単価(千円)	数量	金額(千円)	特例措置
5年度	10月	① マニユアスプレッダ MS6000 ○○		4,500	1	4,500	カ
	11月	② 種子温湯消毒装置 SS-2000L ○○○○		20,000	1	20,000	カ
						小計	24,500
					合計	24,500	

記載のポイント・留意点

- ・各別表は、**特例を活用する者（団体・構成員）ごとにそれぞれ作成**します。
- ・「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載してください。
ア：農業改良資金
イ：林業・木材産業改善資金
ウ：沿岸漁業改善資金
エ：畜産経営環境調和推進資金
オ：食品流通改善資金
カ：みどり投資促進税制

計画の記載例（グループ申請の場合）⑥

【別表】JA〇〇 特別栽培米生産部会 申請者一覧（構成員）

氏名・法人名 (代表者)	住所	連絡先	事業活動の内容 及び目標			経営規模(ha)		所得(万円)		必要な資金の額及びその調達方法				活用予定の特例措置		
			取組 内容	取組面積 (ha)		現状	目標	現状	目標	用途・用途	調達 方法	金額 (千円)	税制	融資	補助 金等	その他
				現状	目標											
JA〇〇 特別栽培米生産部会			① ②	60 240	80 240	○	○	●●	●●	マニユアスフレッタ 購入費用 (R5.10) 種子温湯消毒装置 購入・設置費用 (R5.11)	自己資金 補助金等	24.500	○		○	
●● ●●	〇〇市 〇〇1-23	0000-00- 0000	②	3.8	3.8	3.8	3.8	〇〇	〇〇							
〇〇農園(株) (〇〇 〇〇)	〇〇市 ××45-6	xxx@xxx.jp	①	10	15	20	25	〇〇	〇〇	水田用除草機 購入費用 (R6.3)	自己資金 補助金等	4.000	○		○	
▲▲ ▲	〇〇市 △△789	0000-00- 0000	②	2.4	3	4	4	〇〇	〇〇	ラジコン草刈機 購入費用 (R5.6)	自己資金	1.600	○			
□□ □	〇〇市 △△123	0000-00- 0000	①	3	3	3	3	〇〇	〇〇							
■ ■ ■	〇〇市 ××44-56	0000-00- 0000	②	3.5	3.5	5	6	〇〇	〇〇							
△△ △△	〇〇市 △△889	0000-00- 0000	②	4.5	7	4.5	7	〇〇	〇〇	ラジコン草刈機 購入費用 (R5.6)	自己資金	2.200	○			
...														

※取組内容欄の①は化学肥料・化学農薬不使用タイプ、②は化学肥料・化学農薬5割削減タイプ

記載のポイント・留意点

構成員の計画内容（活動内容、目標、経営規模等）については、上記のような別表で整理して添付しても構いません。

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム法
基本計画ページ



みどりの食料システム法
トップページ



令和6年度環境保全型農業直接支払交付金（本体）に係る今後のスケジュール

令和6年	過年度の事業スケジュールを参考に作成
4月下旬	令和5年度実施状況調査（作業依頼、県→市）
5月31日	令和5年度実施結果報告（県→国） ※実施要領に基づく
6月上旬	令和5年度実施状況調査報告（県→国）
下旬	令和5年度実施状況（国公表）
下旬	令和6年度申請状況調査（作業依頼、県→市）
6月末日	事業計画等の申請期限（事業実施主体→市）※実施要領に基づく
7月下旬	令和6年度申請状況調査（報告、県→国）
10月上旬	令和6年度本体交付金を割当
9月1日～ 11月14日	<p>令和6年度地域特認取組申請（申請、県→国）</p> <p>※ 令和6年度は第3期対策（R7～R11）に向けて、各都道府県で設定している全ての地域特認取組について、再度申請するよう、国から指示有り。</p>
令和7年	
1月中？	令和6年度地域特認取組の検討 （国 技術検討会の開催、承認可否通知）
2月下旬	令和6年度取組状況報告 ※実施要領に基づく
4月上旬	令和6年度実績報告（県→国） ※交付等要綱に基づく